

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営する農場（以下「農場」という。）において、農作業員として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、農場の小屋の中で仰向けに倒れているところを発見され、直ちにC病院に救急搬送されたが、同日、同病院において死亡が確認された。死体検案書によると、「死亡日時：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分、直接死因：急性心臓死」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) D医師は、平成〇年〇月〇日付け死体検案書及び同年〇月〇日付け意見書において、「縦隔に血腫液貯留があり、心破裂や大血管損傷などが疑われ、その他明らかな死因がみられなかったため、『急性心臓死』と診断した。なお、発症日は平成〇年〇月〇日である。」旨の意見を述べ、E医師も、同年〇月〇日付け意見書において、「CT所見からは、前縦隔に血管損傷に伴う広範な出血が疑われ、出血は心膜腔内になく、著明な右心系の拡大も認められた。右心肥大は短期間では生じないため、慢性的な循環器系の疾患があり胸腔内の血管が破裂して死亡したと考えられるから、『肺高血圧』が推論されるが、病理解剖もされていないため、当該疾病による死亡とは断言できず、『急性心臓血管死』と判断せざるを得ない。」旨の意見を述べている。

被災者の死亡原因は、「急性心臓死」又は「急性心臓血管死」とされているところ、その原因となった疾病については、D医師は、明確な診断をしておらず、E医師も、肺高血圧症が推認されるが、断定できないとしていることからみて、疾病名を特定することはできないものの、被災者の発症状況等に照らし、当審査会としては、被災者は、平成〇年〇月〇日、虚血性心疾患等に該当する何らかの疾病（以下「本件疾病」という。）を発症したものとみるのが相当であると判断する。

(2) ところで、虚血性心疾患等の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当

なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 異常な出来事への遭遇についてみると、請求人は、「今回の発症前に、仕事で異常な出来事といえるものが被災者に起きたことはなかった。」旨述べ、Fも、「作業環境の変化等による異常な出来事はなかった。」旨述べており、決定書理由に説示するとおり、被災者が本件疾病発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

なお、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人と請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者の死亡直前の平成〇年〇月〇日から同月〇日までの〇日間における連続した早朝勤務でのタケノコ合計〇本の納入は異常な出来事に該当する旨述べているが、認定基準における異常な出来事とは、「極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態」等をいうのであり、請求代理人が主張する出来事は、タケノコの収穫時期には当然予測される事態であって、強度の精神的緊張を引き起こすものとはいえないから、その主張を採用することはできない。

- (4) 被災者の労働時間についてみると、以下のとおりである。

ア 請求人らは、被災者の農業労働としての特徴を踏まえるとともに、被災者の個別事情として、①休日の労働、②自宅での労働、③被災者の実父が居住する老人ホームへの立ち寄り、④被災者の実家への立ち寄りなどを考慮し、被災者の1か月当たりの時間外労働時間を算定すると、(a)発症前1か月目：120時間55分、(b)発症前2か月目：85時間55分、(c)発症前3か月目：67時間10分、(d)発症前4か月目：68時間50分、(e)発症前5か月目：105時間15分、(f)発症前6か月目：126時間45分となり、監督署長が認定した時間外労働時間数を上回る事となる旨述べている。

イ ところで、一般に、労働時間とは、労働者が使用者の指揮監督の下にある時間をいい、必ずしも現実に精神又は身体を活動させていることを要件とせず、労働からの解放が保障されていない場合は、労働時間に当たると解される。

ウ そこで、請求人らが、労働時間の算定に当たり考慮すべきであると主張する被災者の個別事情についてみると、以下のとおりである。

(ア) ①の休日労働について、請求人らは、「被災者は、平日・休日の区別な

く、その時々々の作物の生育具合や天候状況等を見ながら、必要な作業のために農場に出向いて作業していた。」旨述べており、また、被災者の日誌をみると、日曜日にも農場に出て農作業をしたことが記載されている。

一方、G社長は、「被災者が休日に農場に出ていることは会社として全く把握していない。会社からも一切指示していない。できた農作物を納品すればいいだけなので、休日出勤する必要は全くない。休日出勤する場合は、必ず指示書で管理者の決裁が必要であるので、たとえ休日出勤があつたとしても、会社の指示や管理によって行われたものではない。」旨、Fは、「過去も現在も全く休日出勤の必要はない。水やりや草引きも、週1日程度であれば空けても全く問題はない。」旨、Hは、「日曜日は完全に休日である。」旨、それぞれ述べている。

これらの申述等からすると、被災者が、休日である日曜日に農場に出て農作業に従事したことは推認されるものの、会社の指示によるものとは認められず、被災者の判断により行われたものとみるのが相当であつて、使用者の指揮監督の下にあつたものとは認められないから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、これらの日を出勤日として扱うことはできないものと判断する。

(イ) ②の自宅での労働について、請求人らは、「パソコンを使った作物管理は広く普及している作業形態であり、質の良い農作物を効率的に栽培するためには、パソコンによるデータの入力・分析は不可欠の重要性を持つ。しかし、農場の作業小屋では、パソコン入力は十分に行えず、自宅に持ち帰って、深夜・早朝に処理せざるを得ないから、自宅でのパソコン作業は業務の一環とみるべきであり、労働時間として評価すべきである。」旨述べている。

一方、G社長は、「被災者が、詳しい日報のようなものをパソコンで作成していたことは、会社として、全く知らなかった。その内容も把握していなかった。」、「自宅での行為は会社が指示したものではなく、把握もしておらず、業務としての必要性も全くないものである。」旨、Fは、「自宅での業務の必要は全くない。会社に報告するのも、簡単にメモ程度を渡せばいいはずで、会社からパソコンで作成が必要な程度の資料を提出するように指定されたわけでもない。パソコンで作成するのは個人の自由であ

るが、会社からの指示はほとんどなかった。」旨、それぞれ述べている。

これらの申述からすると、パソコンでの資料作成は、被災者の判断で行っていたものとみるのが相当であり、自宅での当該作業は使用者の業務指示に基づくものとは認め難いから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、使用者の指揮監督の下にあったものとはいえず、被災者が自宅において当該作業に要した時間を労働時間とすることはできないものと判断する。

(ウ) ③の被災者の実父が居住する老人ホームへの立ち寄りについて、請求人らは、「被災者の実父は農業に関する知識と経験を持つ専門家であったから、被災者が実父からアドバイスを受けることは作業に必要な労働時間として算入すべきである。」旨述べている。

一方、G社長は、「会社として、報告は受けていなかった。わからないことがあれば、Fなどに相談すればいいことで、施設に行くこと自体仕事上必要ない。少なくとも業務として行うべきことではなく、仕事とはいえないと思う。」旨述べている。

これらの申述からすると、被災者の上記老人ホームへの立ち寄りは、会社に報告することなく行われていたものであって、使用者の指揮命令に基づくものとは認め難く、たとえ農作業に必要な情報を得るためであったとしても、その行為は私的なものとみるのが相当であるから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、業務の一環とすることはできず、それに要した時間を労働時間とすることはできないものと判断する。

(エ) ④の被災者の実家への立ち寄りについて、請求人らは、「被災者の実家は農家であるから、農場で使用する農具等を持っていくために立ち寄ったものである。会社から、農場で使用する予算は〇円とされており、予算で賄えない農機具を実家の道具で活用していたものであって、被災者の業務一環にほかならない。」旨述べている。

一方、G社長は、「藁や農作業の材料を実家で調達する必要はなく、実家に行くこと自体仕事上必要がない。経費については、年間予算として〇円程度被災者に渡し、不足分は後日支出していた。農具等で必要なものがあれば、被災者の判断で購入し、領収書を提出すれば会社から支出していた。したがって、農作業に必要な物について、私物を使用する必要は全く

ない。」旨、Fは、「農作業で使用する材料を実家に調達しに行く必要はないと思う。藁も付き合いのある建設会社から分けてもらえるし、農具等も会社の費用で支出されるため、全く私物を使用する必要はない。私や会社にも一切相談がなかったため、なぜわざわざ実家に行っていたか分からない。」旨、それぞれ述べている。

これらの申述からすると、被災者の実家への立ち寄り、会社に報告することなく行われていたものであって、使用者の指揮命令に基づくものとは認め難く、また、農作業に必要な器具等については、会社の経費で賄われており、私物を使用する必要性も乏しいことに照らすと、当該立ち寄り行為については、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、業務の一環とすることはできず、それに要した時間を労働時間とすることはできないものと判断する。

(オ) 以上のとおり、請求人らが被災者の労働時間に算入すべきであると主張する被災者の個別事情に基づく作業時間は、いずれも労働時間とみることができない。

エ 以上からすると、審査官が、被災者のタイムカード及び被災者の日誌に基づき集計した被災者の労働時間は、決定書理由に説示するとおり、被災者の就労実態をかなりの程度正確に反映したものであるということができ、当審査会としても、当該時間をもって被災者の労働時間とするのが相当であると判断する。

(5) 短期間の過重業務についてみると、被災者の本件疾病発症前1週間の労働時間は、総労働時間が69時間18分であり、時間外労働時間数は29時間18分ではあるが、本件疾病発症前日及び発症8日前は休日であることなどからすると、決定書理由に説示するとおり、本件疾病発症前1週間において特に過重な業務に従事したものと認められない。

(6) 長期間の過重業務についてみると、被災者の本件疾病発症前1か月間の時間外労働時間数は86時間36分であり、また、発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数については、65時間2分ないし74時間45分であることから、ある程度の長時間労働が認められるものの、業務と発症との関連性が強いと評価できる発症前1か月間に100時間又は発症前2か月間ないし6か月間を平均して月80時間を超えていない。さらに、G社

長は、「拘束することなく、自由にやってもらっていた。被災者本人のためを思って、裁量に任せていた。」旨述べ、F及びHも、「時間に関しては自由度が非常に高かった。」旨述べていることから、被災者は、時間的な強い拘束を受けることなく、比較的自由に就労していたものとみるのが相当であり、その実態からみて、常態として身体的又は精神的緊張が少なかったものと判断されることなどに鑑みると、決定書理由に説示するとおり、本件疾病発症前6か月間において特に過重な業務に従事したものとは認められない。

(7) なお、請求人らは、本件公開審理において、「G社長個人のための仕事もやっていた。専務の好みの野菜を作るために、専務の一言一言に大変神経を使って対処していた。」旨述べており、G社長やその妻である会社専務取締役I（以下「I専務」という。）から直接指示を受けるため、逆らうことも難しく、精神的な負荷が大きかったことを主張しているよううかがえる。しかしながら、G社長が「特に目標設定や納品量、納期を指定することなく、できたときに納品してもらっていた。」旨述べていることや、被災者の日誌によると、I専務も納品について被災者に指示していたことがうかがえるものの、その内容は一般的なものであって、厳しい指示や特別な要望があったとはいえないことから、G社長宅に納品していたことが、直ちに過重な精神的負荷となったものとは判断できないから、その主張を採用することはできない。

(8) 以上からすると、被災者に発症した本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のほか、労働時間以外の業務に係る負荷要因のいずれも認められないから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。